

公益社団法人 日本気象学会 倫理規程の制定について

日本気象学会理事会

日本気象学会では倫理規程の策定に取り組んできており、その一環として、会員の皆様からの意見募集を行ってまいりました（「天気」2014年5月号）。理事会として提示いたしました倫理規程（案）につきまして、会員から有益なご意見等が寄せられております。改めまして篤く御礼申し上げます。

今回、寄せられましたご意見等も考慮いたしました倫理規程の最終案を、2014年（平成26年）10月21日に開催されました第38期第5回理事会において決定いたしましたので、ご報告いたします。

意見募集の際にも記載いたしましたように、皆様からいただきましたご意見等につきましては、原則として個別に回答は致しませんが、案の提示に際して、説明不足から、誤解等を招いた部分もありますことから、付帯事項として、以下、記載いたします。

付帯事項

- 前文を含めた全体に対する総論的な意見（特に組織の管理者等の倫理を具体的に示すべき等の意見）

前文にも明記しているように、組織としての学会と個人会員の双方の倫理意識の向上を図るため、法人としての基本認識と会員に対する行動規範を併せて、倫理規程として位置づけていることから、特に組織の管理者等の倫理を具体的に区別して記述する必要はないものと判断しております。

- 各条項について個別具体的な事項・事例等を例示するようとの意見

倫理規程は包括的な内容を示すものであることから、個別具体的な事項・事例等について言及する必要はないものと判断しております。

- 「自由と人格の尊重」の項目において、「多様な価値観の尊重」を追加すべきとの意見

重要な指摘であり、提示案の本項目に「多様な価値観の尊重」に関する文言を追加致しました。

以上

公益社団法人 日本気象学会 倫理規程

制定 2014年(平成26年)10月21日

前文

公益社団法人日本気象学会(以下、「学会」という.)は、気象学・大気科学に関わる関係者によって構成されている学術団体である。学会は気象学・大気科学等の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的とし、各種の活動を行っている。

これらの活動に際し、学会並びに会員は、社会における自らの使命と責任を自覚し、法令を遵守するとともに、良識に基づいて誠実に行動しなければならない。

このため学会の基本姿勢を示す「基本認識」と、会員の活動の基本となる「行動規範」によって構成される「倫理規程」を策定する。

なお、この倫理規程は、学会を取り巻く状況の変化に対応して、適宜、理事会において必要な改訂を行う。

基本認識

(目的)

1. 学会は、気象学・大気科学等の研究や技術開発を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(目標)

2. 学会は、気象学・大気科学を取り巻く環境の変化に適切に対応し、新たな学問の創成と発展をはかるとともに、その成果を継承・発展させ、人類の健康、社会の安全と安寧、そして地球環境の保全に貢献することを目指す。

(成果の公開・説明・発信)

3. 学会は、気象学・大気科学の研究等の活動の成果を学界や社会に広く周知するために、中立性・客観性をもって進んで公表するとともに、その意義を積極的に説明し、特色のある情報発信を行う。

(社会に対する責務)

4. 学会は、気象学・大気科学の発展をはかるのみならず、研究等の成果の社会への還元と、社会の要請に適った研究等の推進をはかり、学術団体としての社会的な責任を果たす。

(社会への貢献)

5. 学会は、防災・環境等の社会的関心が高い課題の解決に学術的な立場から貢献するとともに、必要に応じて、公益法人としての中立的な立場から、一定の見解を提言等の形で外部に発信する。

(社会との対話)

6. 学会は、気象学・大気科学や、防災・環境に関する正しい知識を一般市民と共有するとともに、社会との建設的な対話を推進する。

(社会教育)

7. 学会は、行政機関や教育関連団体等と協力し、気象学・大気科学や防災・環境に関する社会のリテラシーを高めるための普及・啓発活動を推進する。

(科学的助言)

8. 学会は、公共の福祉に資することを目的として、社会や政策立案・決定者に対して客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(教育と人材育成)

9. 学会は、気象学・大気科学の推進をはかるため、関連する教育の推進、次世代の人材育成、専門家のための継続的能力開発活動等を行う。また、気象学・大気科学の知識をもった人材が活躍できる場を拡大するための活動を行う。さらに、研究環境の質的向上、研究交流基盤の形成と改善、男女共同参画に積極的に取り組む。

(関連諸分野との連携)

10. 学会は、地球科学や関連する諸分野との連携を深め、学際的研究を積極的に行って、新しい学問分野の創成に寄与する。

(地域社会との連携)

11. 学会は、地域社会には固有の興味深い現象やその地域にとって重要な現象があることから、地域における活動並びに関係団体等との連携を進める。

(国際交流)

12. 学会は、国外の関連組織との国際的な連携・交流を進展させ、相互の文化を深く理解するとともに、国際学術組織の活動に積極的に参画する。

行動規範

(研究等の活動)

1. 会員は、自らの専門知識・能力等の向上に努め、研究等に励み、学術の発展に寄与する。研究等の活動においては、結果の、ねつ造・改ざん・盗用、二重投稿などの不正行為をなさず、また、前人の貢献を誠実に評価するなど、関連するすべての行動において、社会からの信頼性を確保するように努める。

(自由と人格、多様な価値観の尊重)

2. 会員は、自らが行う活動等において、理性に基づく公平性を基礎に、不偏な態度を保ち、人種、性、年齢、地位、思想、宗教などによって個人を差別せず、自由と人格、多様な価値観を尊重する。

(法令等の遵守)

3. 会員は、活動等に当たって、法令や関係規則を遵守するとともに、本倫理規程に従って行動し、学会に対する社会の信頼に応えるものとする。

(利益相反)

4. 会員は、自らが行う活動等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(倫理意識の研鑽)

5. 会員は、常に高い倫理意識のもとに誠実に行動するとともに、自己の倫理意識の向上を日頃から心がける。